

【統-11】〔事業統合（水平統合）〕

八戸圏域水道企業団

1 基本情報

(1) 都道府県		青森県
(2) 事業体名		八戸圏域水道企業団
(3) 広域連携の形態		事業統合
(4) 広域連携実現年月		平成 26 年 4 月
(5) 広域連携実現までに要した期間		平成 19 年 7 月～平成 26 年 3 月（6 年 9 ヶ月）
(6) 広域連携前の事業体等		1 町 1 企業団
		南部町、八戸圏域水道企業団
(7) 直近の認可	目標年度	令和 2 年度
	計画給水人口	328, 100 人
	計画一日最大給水量	117, 900m ³ /日

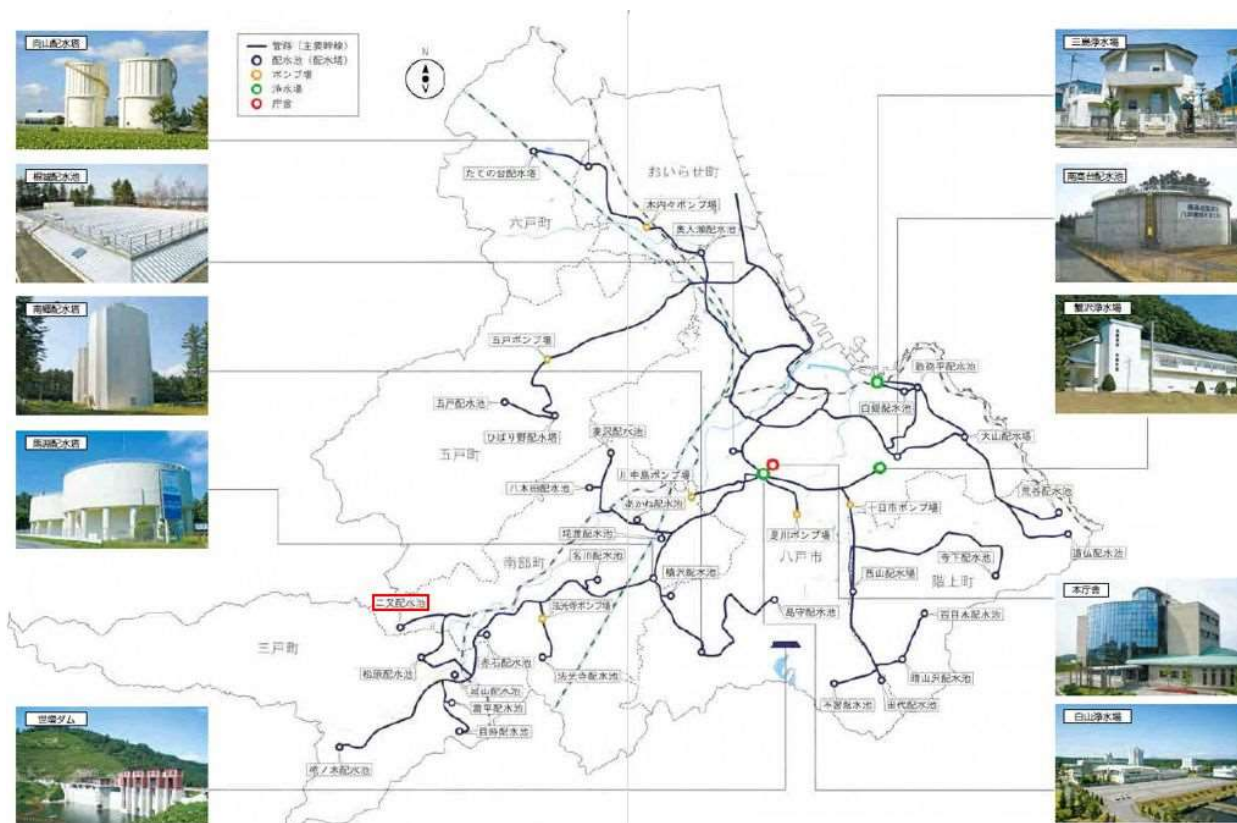


図 4 八戸圏域水道企業団施設配置図

(出典)「第4次水道事業総合計画～はちのへ水ビジョン 2019～」 八戸圏域水道企業団 平成30年9月
(一部加筆)

2 広域連携の概要

2.1 広域連携(計画)の内容

- ・ 南部町は、八戸圏域水道企業団の構成市町村の1つであるが、町営の簡易水道が残っていた。(二又簡水)
- ・ しかし、平成19年に二又簡水原水から大腸菌群が検出されたことによるクリプトスポリジウム対策の検討書が南部町より出され、その中の対策案として以下の5案が比較検討された。
 - ①案 膜ろ過設備の導入
 - ②案 原水監視システムによる制御
 - ③案 紫外線処理設備の導入
 - ④案 深層地下水に水源変更
 - ⑤案 企業団上水道からの分水(後に編入)
- ・ 上記5案の中から⑤案が有利と判断され、企業団上水道に接続する計画となった。
- ・ 二又簡水の二又配水池へは、企業団の送水管から分岐し、新たに2.4kmの送水管を平成21、22年度の2か年で布設することとした。また、二又配水池の機械、計器及び遠隔監視制御装置を平成23年度に整備する計画とした。これらの施設整備の費用は南部町が負担することとなった。平成24年度から分水を開始し、平成27年度を目途に事業統合する計画とした。
- ・ 統合時には、二又簡水の簡水債と過疎債が残っているが、企業団は簡水債を引き継ぎ、その償還にかかる金額は南部町から負担金として受け取ることにした。その他の資産等は南部町から無償譲渡されることとしている。

2.2 広域連携(実績)の内容

基本的に計画通り行ったが、事業統合は平成26年4月に前倒しで行った。

3 広域連携による効果

3.1 広域連携により生み出される効果[計画策定時]

a) 事業統合による費用削減(費用削減効果)

項 目	内 容
算定期間	平成27年4月～平成67年3月(40年)
算定手法	統合しない場合の抜本的対策となりうる膜ろ過設備導入に係る費用と、企業団上水道からの分水に係る費用の比較(南部町の算出)
効果算定対象費目	建設改良費、維持管理費、人件費
評価結果	2.6%

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

- b) 安定した水質の水道水の供給（定性的効果）
- c) 耐震性の向上（定性的効果）
- d) 災害時の安定給水（定性的効果）

3.2 広域連携により生み出される効果〔計画変更時〕

- a) 安定した水質の水道水の供給（定性的効果）
- b) 耐震性の向上（定性的効果）
- c) 災害時の安定給水（定性的効果）

4 その他特筆すべき事項

該当事項は特になし

【統-12】[事業統合（水平統合）]

北九州市

1 基本情報

(1) 都道府県	福岡県	
(2) 事業体名	北九州市	
(3) 広域連携の形態	事業統合	
(4) 広域連携実現年月	平成 24 年 10 月	
(5) 広域連携実現までに要した期間	平成 23 年 8 月～平成 24 年 10 月（1 年 2 ヶ月）	
(7) 直近の認可	目標年度	令和 2 年度
	計画給水人口	1, 002, 200 人
	計画一日最大給水量	515, 100m ³ /日
(6) 広域連携前の事業体等		1 市 1 町 北九州市、水巻町



図 1 北九州市水道施設系統図
(出典)「北九州市の上下水道」(一部加筆)

2 広域連携の概要

2.1 広域連携(計画)の内容

- ・ 平成 23 年 8 月に水巻町より「事業統合の要望書」を受け、北九州市上下水道局を挙げて管理・運営全般にわたって課題を抽出し、対応策について検討・協議を重ねた。統合の条件面で水巻町と合意に至ったことから、平成 24 年 2 月に「水道事業の統合に係る基本協定」を締結。平成 24 年 10 月に事業統合。平成 25 年 10 月 1 日に料金平準化。

【事業統合に向けた準備】

- 北九州市の料金システムや配水管理システム等の改修
 - 実務担当者による給水面や営業面の細部にわたる調整
 - 施設の引継ぎに関する取り決め
- など、各種協定の締結を行った。
- ・ また、北九州市上下水道局内で調整会議を開催し、関係各課の意思疎通を図るとともに、課題解決に向けた進捗管理を行った。

【検討の際に生じた課題】

- システムの統合
事務が繁雑になることや混乱を避けるため、事業統合に先立って、配水管理システムや料金システムなどについては改修によって一元化を図り、統合後、ただちに北九州市内と水巻町を一体的に管理・運営できる環境整備を行う必要があった。
- 施設水準の格差解消
法定耐用年数を超過した管の更新（約 11km）の必要や鉛管の残存数量の把握
- 給水管の管理区分や検針期間など制度の違い
給水管の管理区分や検針頻度の違いを始め、営業、施設関係を問わず様々な制度において違いが見られた。事業統合にあたっては、これら各種制度のすり合わせを図る必要があった。また、制度の違いは直接の利害が生じる場合が多く、すり合わせには慎重を期するとともに、制度が変更されることに伴って不利に働くこともあるため、該当者への周知徹底と理解が求められた。
- 事業統合後の円滑な事業運営
事業統合後、北九州市職員が水巻町の地理や施設状況になれるまで、サービスの低下が生じる可能性があった。

【課題解消スキーム】

- システムの統合
事業統合前に水巻町より委託を受けて、北九州市が必要となるシステム等の改修を実施した。
- 施設水準の格差解消
事業統合後に北九州市で施設水準の格差解消を行った。資金手当として、水巻町水道事業の剰余資金を充てるとともに、国庫補助金の活用を図ることで経費の抑制を図ったが、なお不足が生じたため、事業統合後も一定期間水巻町の水道料金に据え置くことで、北九州市水道料金との間に生じる年間 2.5 億円の料金格差をもって充てることとした。
- 給水管の管理区分や検針期間など制度の違い
水道料金を除いて事業統合時に、北九州市の制度に一元化することとした。ただし、検針頻度については、料金平準化前に水巻町の毎月検針制度を北九州市の隔月検針制度

に変更すると、平準化前の料金で2ヶ月分まとめて請求されることになり、町民の負担感が大きくなることに配慮して、料金平準化までの間は毎月検針を行うこととした。また、施設など維持管理に関する制度については、水巻町で積極的に地元説明会など該当者への説明を行い、また、事前に町民への周知のための広報誌を作成して全戸配布を行うなど周知徹底することで、北九州市への移行に伴う手続きなど円滑に進めることが出来た。

➤ 事業統合後の円滑な事業運営

現状を熟知している水巻町担当職員の配置を依頼した（2年間）。それに加えて、事業統合後に水巻町民から水巻町に問い合わせ等があった際に、円滑に北九州市の担当部署に取り次ぎが行えるよう、よくある質問、各課の役割分担や連絡先をまとめた業務案内本を作成し、水巻町職員へ配布した。

2.2 広域連携(実績)の内容

当初計画とおり、事業統合を実施した。

3 広域連携による効果

3.1 広域連携により生み出される効果〔計画策定時〕

a) 水道料金の値下げ【水巻町】（指標による評価）

項 目	内 容
評価項目	水道料金値下げ率
評価期間	平成 24 年 10 月～平成 25 年 10 月（1 年）
評価手法	水道料金値下げ率（13 ミリ 20 m ³ /月） 統合前の水巻町水道料金を 100%として水道料金値下げ率を算定。
評価結果	△44.7%

b) 受託収益の増加【北九州市】（水巻町における下水道料金の徴収を受託）（指標による評価）

項 目	内 容
評価項目	受託費
評価期間	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月（1 年）
評価手法	下水道料金を徴収した件数に単価を乗じて算出
評価結果	約 16,000 千円

c) 事業統合による費用削減【水巻町】(水巻町の水道職員は全削除)(費用削減効果)

項 目	内 容
算定期間	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 (1 年)
算定手法	水道職員 4 名分
効果算定 対象費目	人件費
評価結果	約 30,000 千円

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

d) 分水の解消【北九州市】(定性的効果)

e) サービスの向上【水巻町】(定性的効果)

f) 地域貢献【北九州市】(定性的効果)

3.2 広域連携により生み出される効果【計画変更時】

a) 水道料金の値下げ【水巻町】(指標による評価)

項 目	内 容
評価項目	水道料金値下げ率
評価期間	平成 24 年 10 月～平成 25 年 10 月 (1 年)
評価手法	水道料金値下げ率 (13 ミリ 20 m ³ /月) 統合前の水巻町水道料金を 100%として水道料金値下げ率を算定。
評価結果	△44.7%

b) 受託収益の増加【北九州市】(水巻町における下水道料金の徴収を受託)(指標による評価)

項 目	内 容
評価項目	受託費
評価期間	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 (1 年)
評価手法	下水道料金を徴収した件数に単価を乗じて算出
評価結果	約 17,000 千円

c) 事業統合による費用削減【水巻町】(水巻町の水道職員は全削除)(費用削減効果)

項 目	内 容
算定期間	平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 (1 年)
算定手法	水道職員 4 名分
効果算定 対象費目	人件費
評価結果	約 30,000 千円

※ 評価結果のプラス値は「削減」、マイナス値は「増高」を示す。

- d) 分水の解消【北九州市】(定性的効果)
- e) サービスの向上【水巻町】(定性的効果)
- f) 地域貢献【北九州市】(定性的効果)

4 その他特筆すべき事項

該当事項は特になし

5 参考資料

事業体名	論文タイトル	著者※代表者のみ (所属)	収集文献	ページ 番号	関連 事例
北九州市	自治体の枠組みを超えた 水道事業の広域化ー北九 州市水道事業と水巻町水 道事業の統合ー	坂口 雅典 (北九州市上 下水道局)	平成 25 年度全国 会議 (水道研究発 表会) 講演集	pp. 84-85	統-12
北九州市	水巻町水道事業の北九州 市への統合について	谷 和雄(北 九州市上下 水道局)	水道 第 58 巻 第 2 号	pp. 1-6	統-12

（2-14）自治体の枠組みを超えた水道事業の広域化 －北九州市水道事業と水巻町水道事業の統合－

○坂口 雅典（北九州市上下水道局）

1. はじめに

本市は、平成 24 年 10 月 1 日、遠賀郡水巻町の水道事業と統合した。これは自治体の枠組みを超え水道事業の広域化を行ったものであり、本市においては、平成 19 年 10 月の遠賀郡芦屋町との統合に続き 2 例目となる。

本稿では、事業統合までの経緯や課題解消に向けた取り組みについて報告する。

2. 事業統合までの経緯

水巻町は、独自の水源を有していないことから、本市は昭和 44 年から分水を開始し、町域の大部分の給水を賄ってきた。また、平成 18 年には、水質試験の受託や緊急時応援協定を締結するなど連携を図ってきた。一方で、水巻町では水道料金が本市の約 1.8 倍と高く、町民は水道料金の値下げを熱望していた。このような背景のもと、平成 23 年 8 月に水巻町より事業統合の要望書が提出された。

これまでも両市町では、広域連携を進めるための勉強会を継続的にを行い、システムの共有化、委託業務の共同化、水道法上の第三者委託、事業統合など様々な手法を想定し、シミュレーションを重ね、相互にとって有効な広域連携のあり方について模索してきた。そこで、本市としても、全局を挙げて管理・運営全般にわたって課題を抽出し、対応策について検討・協議を重ね、平成 24 年 2 月、本市と水巻町水道の事業統合をすることを定めた「水道事業の統合に係る基本協定」の締結に至った。

表-1 統合前の事業概要

項 目	北九州市	水巻町	比 較
給水区域面積 km ²	263.06	7.97	33:1
給水人口 人	979,537	29,948	33:1
1日最大給水量 m ³ /日	361,800	8,714	42:1
水道料金(13mm、20m ³ /月)	2,100	3,797	本市の1.8倍

3. 課題解消のスキーム

①システムの統合、施設水準の格差解消

システム面について、統合直後の事務の複雑化や混乱を避けるため、統合に先立って、配水管理システムや料金システムなどの一元化を図り、統合後、ただちに市内と水巻町を一体的に管理・運営できる環境整備を行う必要があった。

施設面については、水巻町では計画的に配水管の更新を行っていたことから、有収率も 97.2%と高いものであった。しかし、本市では更新対象としている法定耐用年数を超過した老朽管が、およそ 11km 残っており、これらについては、本市の更新計画の水準に合わせて更新を行う必要があった。さらに、鉛管が残存しているなど、本市との施設水準の格差が生じており、その解消を図る必要があった。

また、これらの課題を解消するために必要となる資金をどうやって捻出していくかという問題を解決していく必要があった。

解消策として、まずシステム等の改修を行うことが最優先であったことから、統合前に水巻町より委託を受けて本市が実施した。施設水準の格差解消は、統合後に本市で行うこととし、その財源には、水巻町水道事業の剰余資金を充てるとともに、国庫補助金の活用を図ることで経費の抑制を図ったが、なお不足が生じた。そこで、統合後も一定期間水巻町の水道料金に据え置くことで本市水道料金との間に生じる、年間 2.5 億円の料金格差をもって充てることとした。統合と同時に料金の平準化は図れなかったが、統合から概ね 1 年後を目途に料金平準化を見込んでいく。

②給水管の管理区分や検針期間など制度の統一

本市と水巻町では、給水管の管理区分や検針頻度の違いを始め、営業、施設関係を問わず様々な制度において違いが見られた。統合にあたっては、これら各種制度のすり合わせを図ることが課題となった。例えば私道や未普及地域に配水管を布設する基準や各種手数料などの制度の違いは直接の利害が生じる場合が多く、すり合わせには慎重を期すとともに、制度が変更されることに伴って不利に働くこともあるため、該当者への周知徹底と理解が求められた。

これら制度の違いについては、水道料金を除いて統合時に本市の制度に一元化した。ただし、検針頻度については、本市の隔月検針に対して水巻町は毎月検針であったため、町民の負担感に配慮し、料金平準化までの間は毎月検針を行うこととした。施設など維持管理に関する制度については、水巻町で積極的に地元説明会など該当

者への説明を行い、事前に町民への周知のための広報誌を作成して全戸配布を行うなど周知の徹底を図った。

③事業統合後の円滑な事業運営

水巻町の地理や施設状況に不慣れな本市が、統合の翌日から100%のサービスを提供することは現実的に困難であるため、いかに一時的なサービスの低下を回避するかが課題となった。

芦屋町との統合時の経験を踏まえて、現状を熟知している水巻町職員に、営業・技術面のサポートを受けることが効果的であると考え、2年程度、水巻町に担当職員の配置を依頼した。加えて、統合後に町民から水巻町に問い合わせ等があった際に、円滑に本市の担当部署に取り次ぎが行えるよう、よくある質問、各課の役割分担や連絡先をまとめた業務案内本を作成し、水巻町職員へ配布した。

4. 事業統合の効果

一般的に水道事業の広域化によって期待されるメリットは、組織やシステム等の重複投資が解消されることや、規模の経済原理が働きコスト削減に繋がるなど、運営基盤の強化が図れるとともに、面的な災害等危機管理体制の向上が期待できる。本事例においても、例えば営業費用について試算してみると、水巻町単独で行った場合と統合後、本市と一体になって行った場合では、水巻町単独で行った経費に比較し、年間約3千万円の削減が図られる見通しとなった。将来的には配水池など既存施設の再構築を進めることも可能となるため、さらなる効率化も期待できる。

両市町単独のメリットとしても、水巻町では、本市料金への平準化によって水道料金が安くなる（本市の1.8倍）ことが最も大きいメリットである。また、組織の廃止によって行財政改革が図られることや、組織体制が大きな北九州市が担うことで維持管理体制が強化され、安定給水が確保される。サービス面では、コンビニでの料金納付が可能となり、口座振替の取扱金融機関が大幅に増え、インターネットで水道の使用開始・中止の届出が可能になり、コールセンターによって、料金の問い合わせや納付書の再発行が電話で可能になるなど、給水サービス水準が大幅に向上する。

一方、本市のメリットとしては、分水の解消が図られるだけでなく、本市の所有する施設、組織、システム、経営ノウハウを活用し、効率的なスケールメリットを活かした運営が可能となる。すなわち、将来にわたって安心・安全な水の供給を持続していくための経営基盤の強化に繋がる。また、近隣市町村の水道事業を担うことによって、地域貢献に繋がるとともに、経営を維持し安価な水を安定的に供給していくことは、北部福岡都市圏の中核都市である本市の責務だと考える。

5. おわりに

今回の事業統合を振り返ると、事業統合の基本協定締結から、わずか8ヶ月という短期間で統合を成し遂げることができた。これは、「本市と水巻町のこれまでの広域連携を通じて、両市町の職員同士の信頼関係が構築されていたことから、お互いの立場を尊重して協議を円滑に進めることができたこと」や、平成19年の芦屋町との事業統合を始め、様々な広域化の経験を通じて培った「本市の広域化のノウハウを活かしたことが非常に大きかったと言える。

水道事業の広域化にあたっては、双方の利害が相反するところもあるなど、実現するうえで課題も多く生じるが、広域化の推進を図り、将来にわたって健全な水道事業運営を維持していくことが、これからの水道事業者にとって課せられた重要課題であると考えられる。

図-1 位置図



水巻町水道事業の 北九州市への統合について

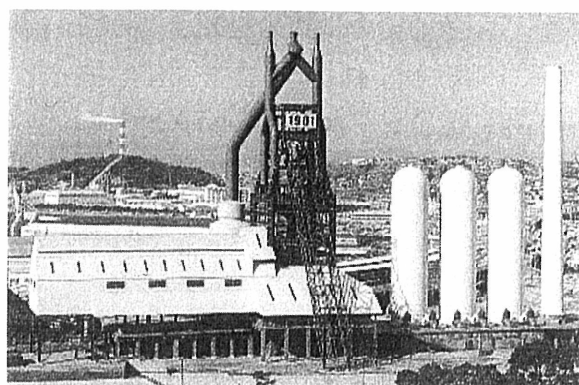


北九州市上下水道局
収益戦略担当課長 谷 和雄

1. はじめに

北九州市は、面積は488.78km²、人口約97万2千人を有する北部福岡都市圏の中核都市で、関門海峡に面した九州の最北端に位置しており、北は響灘^{ひびなだ}、西は周防灘^{すおうなだ}を望む九州の玄関口として古くから発展してきました。

本市は、1963年（昭和38年）に門司市・小倉市・戸畑市・八幡市・若松市の五市による対等合併という、世界でも類のない試みを経て誕生しました。合併により人口は100万人を超え、九州初の政令指定都市となりました。1901年の官営八幡製鐵所の操業以来、明治から昭和にかけて北九州工業地帯として、日本4大工業地帯の一つに数えられるほどの発展を遂げ、日本経済の高度成長を支えましたが、一方で深刻な公害にも苦しみました。市民・企業・行政が一体となって公害に立ち向かい、現在では、公害克服の技術と経験を生かし、環境国際協力や循環型社会づくりを進めるとともに「世界の環境首都」を目指したまちづくりを行っています。



八幡製鐵所東田第一高炉跡

旧5市の対等合併によって誕生した北九州市は、平成25年2月10日に市制50周年を迎えました。この市政50周年という大きな節目を市民全体で祝い、わがまち・北九州市への誇りを胸に、輝く未来に向かって、新たな一步を踏み出したところです。

2. 北九州市の水道事業の概要

本市の水道は、明治44年に旧門司^{もじ}市で給水を開始したのが始まりです。

水道においても、独自に事業を行っていた5市が合併したことから、組織や施設の統廃合などの効率化や施設の再構築を進め

ていきました。まさに水道事業の広域化の試みとして、全国に先駆けて推し進められてきたものです。

その後も「渇水」及び「都市の発展に伴う水需要の増加」に対応するため、5期にわたる拡張事業を積極的に進めた結果、平成11年度末には1日最大769,000m³の給水能力を有するに至り、渇水に強い安定給水を確保することができました。

平成23年には、旧門司市で給水を開始してから100周年という大きな節目の年を迎えたことから、今日の水道を築き上げた先人の「思い」や「技術」を次世代に引き継ぐため、「北九州水道100周年記念事業」を実施し、多くの方にご来場頂きました。また、平成24年4月には、「水」に関する行政課題に総合的に対応し、市民サービスの向上や危機管理体制の向上、海外水ビジネスなどの海外事業の戦略的な推進を図るため、水道局と建設局の下水道部門を統合し、北九州市上下水道局が発足しました。

3. 水道事業広域化の取り組み

人口減少に伴う給水収益の減、老朽化施設など更新需要の増加、団塊世代の大量退職による技術継承問題など、水道事業を取り巻く環境は全国的に厳しいものとなっています。

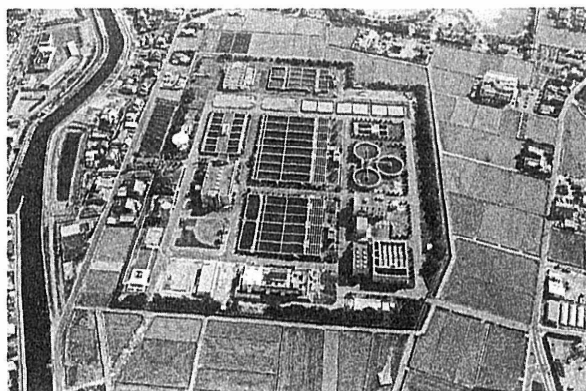
厚生労働省が平成16年に改定した水道ビジョンにおいて、水道事業の広域化等により、経営・技術の両面にわたる経営基盤の強化や災害対策の充実などを図ることが有効であるとされています。

本市においても、地域水道ビジョンとして平成18年3月に策定した「北九州市水道事業基本計画」（平成18～27年度）で、水道事業の広域化を主要施策として定めており、地域貢献とともに経営基盤の強化を図

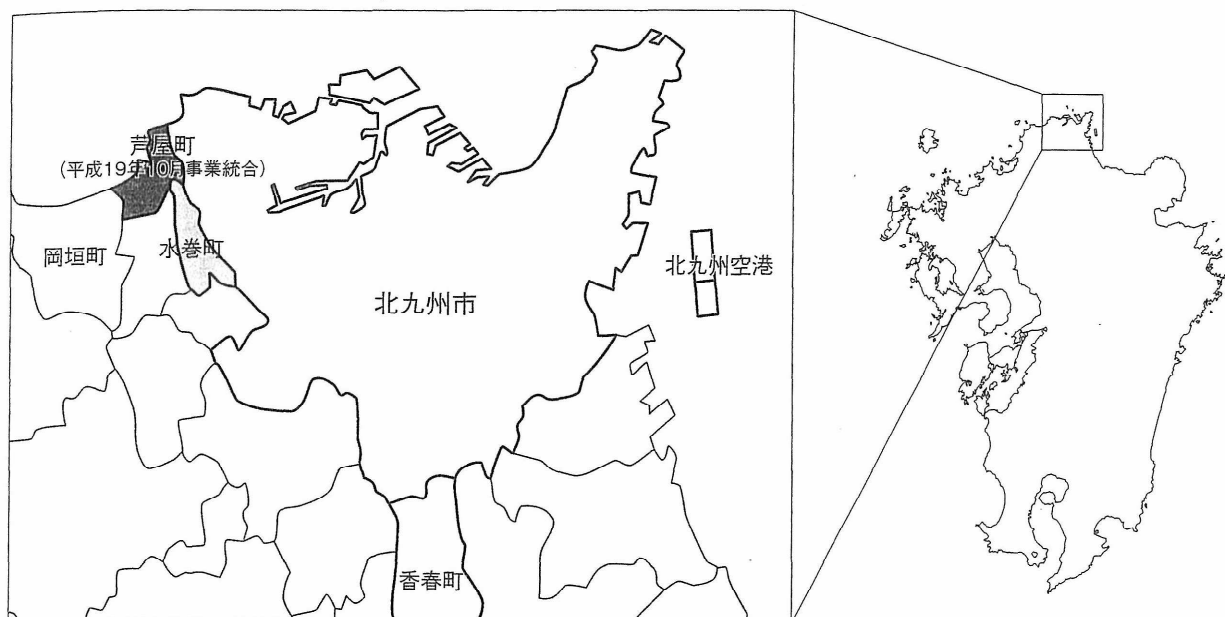
るため、近隣自治体と様々な形で連携を推進していくこととしています。

本市は、これまでも所有する施設や技術、経営管理のノウハウなどを活用し、本市と近隣自治体がともにメリットのあることを前提に、地域の実情に応じた広域連携を推進することが重要であると考えています。具体的には、水の供給のみならず、水質検査の受託、事故や災害時の相互応援協定の締結、近隣市町への技術協力や、本市の水道技術研修への受け入れなどを実施してきました。

近年の実績としては、平成19年10月、当時水道料金の水準が本市の1.7倍であった芦屋町の水道事業との統合を行いました。現在では、本市の料金に値下げをしたことで、芦屋町民の皆様からも大変喜ばれています。平成20年3月には、新北九州空港の完成などに合わせ、荏田町の一部に給水区域を拡張しました。平成23年4月には、福岡県との共同事業で、災害に強く水に不安のない福岡県を実現するため、非常時に本市と福岡都市圏間（47km）で1日最大50,000m³の水道用水の相互融通を可能とする北部福岡緊急連絡管事業を完成させるとともに、緊急連絡管の維持用水を活用し、沿線の福岡都市圏3市1町（宗像市、福津市、古賀市、新宮町）に1日最大20,000m³の水道用水を



水巻町、芦屋町へ送水する本城浄水場



位置図

供給する水道用水供給事業の供用を開始しました。平成24年10月1日には、今回の水巻町の水道事業との統合を行ったところです。

昨年、本市南側に隣接する^{かわら}香春町より技術協力の依頼を受け、同町と共同で香春町の将来計画となる基本計画を策定しました。現在は基本計画に基づき、本市から1日1,000m³の水道水供給を踏まえた「香春町水道事業実施計画」を策定しているところです。

4. 水巻町との事業統合

(1) 水巻町の概要

水巻町は、人口約3万人、行政面積11.03km²を有しています。東は北九州市に隣接し、西は遠賀川に挟まれた南北に細長い形状の都市で、昭和初期には、石炭産業の町として栄えましたが、現在では、積極的に住宅政策を進め、北九州都市圏内のベッドタウンとして発展しています。

水巻町の水道は、昭和11年に日本炭坑株式会社が簡易水道として給水を開始したのが始まりです。その後、都市化によって増加した水需要に対応するため拡張事業を進



本市の重要な水源である遠賀川河口堰

め、給水能力は1日最大16,700m³となりました。

一方、水巻町の水道は事業規模が小さく、事業の効率性等に課題を抱え、水道料金の水準は本市の約1.8倍と高いものでした。そのため、水道料金の値下げを図ることは町民の悲願であったと聞いています。

(2) 経緯

水巻町は独自の水源を有していないことから、本市は昭和44年から分水を開始し、町域の大部分の給水を賄ってきました。平成18年には、水質試験の受託や緊急時応援協定を締結するなど、広域連携の取り組みを進めてきました。

この様な中、更なる広域連携を推進するため、事務レベルでの勉強会を定期的に継続してきました。具体的には、相互にとって有効な広域連携のあり方として、システムの共有化、委託業務の共同化、水道法上の第三者委託、事業統合など様々な手法を想定し、シミュレーションを重ねてきましたが、水巻町においては、水道料金の値下げを最重要課題と考えていたことから、その抜本的な解決を図るため、平成23年8月、水巻町より正式に事業統合の要望書が提出されました。

その後、本市としても、全局を挙げて管理・運営全般にわたって課題を抽出し、対応策について検討・協議を重ね、統合の条件面で水巻町と合意できたことから、平成24年10月に本市と水巻町水道の事業統合をすることを定めた「水道事業の統合に係る基本協定」の締結に至りました。

その後、事業統合に向けた準備として、本市の料金システムや配水管理システム等の改修を進めるとともに、実務担当者による給水面や営業面の細部にわたる調整や、施設の引き継ぎに関する取り決めなど各種協定の締結を行いました。また、定期的に局内調整会議を開催し、関係各課の意思疎通を図るとともに、課題解決に向けた進捗

管理を行いました。

この様な事業統合の準備を経て、本市は厚生労働省に水道事業認可変更の届出を行い、また、水巻町においても、福岡県に水道事業の全部廃止を届出、10月1日に無事、事業統合を迎えることができました。

(3)課題解消のスキーム

①システムの統合、施設水準の格差解消

本市と水巻町の既存システムを併用することも可能ですが、事務が繁雑になることや混乱を招くおそれがあるため、事業統合に先立って、配水管理システムや料金システムなどについては改修によって一元化を図り、統合後、直ちに市内と水巻町を一体的に管理・運営できる環境整備を行う必要がありました。

次に、施設面では、水巻町の水道事業は昭和38年に創設され比較的新しいもので、計画的に配水管の更新を行っていたことから、有収率も97.2%と高いものでした。しかし、本市では更新対象としている法定耐用年数を超過している管が全体85kmのうち、およそ11km残っていたことから、本市の更新計画に合わせて老朽管の更新を行う必要がありました。さらに、鉛管について、本市では全て取り替えが完了していますが、水巻町では残存し、なおかつ数量が把握されていないなど、本市との施設水準の格差が生じており、その解消を図る必要がありました。

解消策として、まず事業統合前に必要となるシステム等の改修を行うことが最優先であったことから、水巻町より委託を受けて本市が実施することとしました。施設水準の格差解消にあたっては、事業統合後に本市で行うこととし、資金手当として、水巻町水道事業の剰余資金を充てるととも



平成24年10月5日記念式典

に、国庫補助金の活用を図ることで経費の抑制を図りましたが、なお不足が生じたため、事業統合後も一定期間水巻町の水道料金に据え置くことで、本市水道料金との間に生じる年間2.5億円の料金格差をもって充てることとしました。統合後、水道料金は事業統合から概ね1年後の平成25年10月を目途に、統一することが見込まれています。

本件で採択を頂いた国庫補助事業（水道事業広域化促進事業費補助）は、平成22年度に新たに創設されたものですが、統合する側と統合される側の双方にメリットがある制度で、これを活用することにより、事業統合に係る施設整備費を抑えられるなど、水巻町との事業統合の実現に向けて大きく前進することとなりました。

②給水管の管理区分や検針期間など制度の違い

本市と水巻町では、給水管の管理区分や検針頻度の違いを始め、営業、施設関係を開かず様々な制度において違いが見られました。事業統合にあたっては、これら各種制度のすり合わせを図ることが課題となりました。例えば私道や未普及地域に配水管を布設する基準や各種手数料など、このような制度の違いは直接の利害が生じる場合が多く、すり合わせには慎重を期すとともに、制度が変更されることに伴って不利に働くこともあるため、該当者への周知徹底と理解が求められました。その他、消火栓の新設及び補修に係る取扱いや、下水・ガス・NTT・九電等などの工事による移設の取扱いなど第三者との協議を要するものも課題となりました。

これら制度の違いについては、水巻町の給水人口が本市の3%程度に満たないことから、水道料金を除いて事業統合時に、本

市の制度に一元化することとしました。但し、検針頻度については、本市の隔月検針に対して水巻町は毎月検針ですが、料金平準化前に検針頻度を変更すると、現行料金で2ヶ月分まとめて請求されることになるため、町民の負担感が大きくなることに配慮して、料金平準化までの間は毎月検針を行うこととしました。また、施設など維持管理に関する制度については、水巻町で積極的に地元説明会など該当者への説明を行い、また、事前に町民への周知のための広報誌を作成して全戸配布を行うなど周知徹底することで、本市への移行に伴う手続きなど円滑に進めることが出来ました。（水巻町においても、広報誌「広報みずまき」に5回にわたって統合関連記事を掲載し町民への周知を行いました。）

③事業統合後の円滑な事業運営

事業統合の翌日から、水巻町の地理や施設状況に慣れていない本市が自力で従来の100%のサービスを提供することは現実的に困難であり、本市職員が慣れないうちは処理に時間を要するなど、一時的にサービスの低下が生じる可能性があるため、いかにしてサービスの低下を回避するかが課題となりました。

そこで、事業統合直後のサービス低下を回避するため、芦屋町との事業統合時の経験を踏まえて、現状を熟知している水巻町職員に、営業・技術面のサポートを受けることが効果的であると考え、2年程度、水巻町に担当職員の配置を依頼しました。それに加えて、事業統合後に水巻町民から水巻町に問い合わせ等があった際に、円滑に本市の担当部署に取り次ぎが行えるよう、よくある質問、各課の役割分担や連絡先をまとめた業務案内本を作成し、水巻町職員

へ配布したところです。

(4)事業統合の効果

一般的に水道事業の広域化によって期待されるメリットは、組織やシステム等の重複投資が解消されることや、規模の経済原理が働きコスト削減に繋がるなど、運営基盤の強化が図れるとともに、面的な災害等危機管理体制の向上が期待できます。本事例においても、例えば営業費用について試算してみると、水巻町単独で行った場合と事業統合後、本市と一体になって行った場合では、水巻町単独で行った経費に比較し、年間約3千万円の削減が図られる見通しです。将来的には配水池など既存施設の再構築を進めることも可能となり、さらなる効率化も期待できます。

両市町単独のメリットとしても、水巻町では、本市料金への平準化によって水道料金が安くなる（本市の1.8倍）ことが最も大きいメリットでしょう。また、組織の廃止によって行財政改革が図られることや、組織体制が大きな北九州市が担うことで維持管理体制が強化され、安定給水が確保されます。サービス面では、コンビニでの料金納付が可能となり、口座振替の取扱金融機関が大幅に増え、インターネットで水道の使用開始・中止の届出が可能になり、コールセンターによって、料金の問い合わせや納付書の再発行が電話で可能になるなど、給水サービス水準が大幅に向上します。

一方、本市のメリットとしては、分水の解消が図られるだけでなく、本市の所有する施設、組織、システム、経営ノウハウを活用した効率的なスケールメリットを活かした運営が可能となります。すなわち、将来にわたって安心・安全な水の供給を持続していくための経営基盤の強化に繋がります。

す。また、近隣市町村の水道事業を担うことによって、地域貢献に繋がるとともに、経営を維持し安価な水を安定的に供給していくことは、北部福岡都市圏の中核都市である本市の責務だと考えています。

5. おわりに

去る10月5日、水巻町中央公民館において「水巻町水道の北九州市への統合に伴う記念式典」を開催するに至りました。式典には水道事業関係者のほか、多くの水巻町民にも参加いただき、総勢300名もの方が出席する中、盛大に事業統合を祝いました。ご協力、ご尽力頂いた厚生労働省、福岡県をはじめ、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

今回の事業統合を振り返ってみますと、事業統合の基本協定締結から、わずか8ヶ月という短期間で事業統合を成し得ることができました。これは、「本市と水巻町水道事業の広域連携を通じて、両市町の職員同士の信頼関係が構築されていたことから、互いの立場を尊重して協議を円滑に進めることができたこと」や、平成19年の芦屋町との事業統合をはじめ、様々な広域化事業の経験を通じて培った「本市の広域化のノウハウを活かしたこと」が、非常に大きかったと思います。

水道事業の広域化にあたっては、双方の利害が重なるところもあるなど、実現する上で課題も多く生じますが、広域化の推進を図り、将来にわたって健全な水道事業運営を維持していくことが、これからの水道事業者にとって重要な課題であると考えています。